

KKR

年金だより

令和8年6月発行

No.146

国家公務員共済組合連合会

主な記事

- KKRおうちでオンライン年金相談・全国年金相談会のご案内……………②
- 令和8年度 年金額の改定について ……………③
- 老齢厚生年金にかかる支給停止の見直しについて ……………③
- 「年金額改定通知書」と
「年金支払通知書」の送付について ……………④
- 「KKR年金スマートサービス」のご案内 ……………⑥



「初夏を映して」栃木県日光市中禅寺湖

(埼玉県) 鈴木 和好 さん

KKRおうちでオンライン年金相談・全国年金相談会のご案内

年金に関するご相談に応じるための年金相談会の開催を以下のとおり予定しています。
また、オンラインで年金相談ができるKKRおうちでオンライン年金相談を開設しています。
最新の情報は、KKRホームページをご覧ください。



kkp 年金相談会

検索

全国年金相談会およびKKRおうちでオンライン年金相談のご利用は、事前の予約が必要です。

KKRおうちでオンライン年金相談のご案内 平日のみ

パソコンやスマートフォン、タブレット等を使用し、相談会場へ訪問することなく、ご自宅などご希望の場所で年金相談室(九段合同庁舎)の職員とオンラインで年金相談ができる、「KKRおうちでオンライン年金相談」を開設しています。
ぜひご利用ください。



KKRおうちでオンライン年金相談のご利用者さまの声

知りたかった情報が得られました

時間を有効に使うことができました

手軽に相談できるので、
今後も継続してほしい



● ホームページからの
予約 (web予約)
「年金相談会予約システム」
にてご予約ください。▶▶



※「KKRおうちでオンライン年金相談」は
電話でのご予約はできません。

対面 全国年金相談会日程(令和8年7月～令和9年3月)

※全国年金相談会の予約は開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
ご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに、予約内容を記載した書面をお送りいたします。

| 開催日 | 開催地 | 開催会場 |
|-----------|-----|--------------|
| 7月17日(金) | 大阪市 | KKRホテル大阪 |
| 7月31日(金) | 静岡市 | 中島屋グランドホテル |
| 9月11日(金) | 高松市 | ホテルマリンパレスさぬぎ |
| 9月18日(金) | 新潟市 | ホテルオークラ新潟 |
| 10月9日(金) | 金沢市 | KKRホテル金沢 |
| 10月23日(金) | 札幌市 | ホテルポールスター札幌 |
| 11月13日(金) | 函館市 | ホテルリソル函館 |
| 11月20日(金) | 仙台市 | 仙台ガーデンパレス |

| 開催日 | 開催地 | 開催会場 |
|-----------|------|----------------------------|
| 12月4日(金) | 長野市 | ホテル信濃路 |
| 12月11日(金) | 那覇市 | 沖縄県市町村自治会館 |
| 1月22日(金) | 熊本市 | KKRホテル熊本 |
| 1月29日(金) | 神戸市 | ホテル北野プラザ六甲荘 |
| 2月5日(金) | 岡山市 | サン・ピーチOKAYAMA |
| 2月19日(金) | 高知市 | 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE |
| 3月5日(金) | 名古屋市 | KKRホテル名古屋 |
| 3月12日(金) | 京都市 | 京都ガーデンパレス |

対面 東京年金相談室を常設しています

KKR年金部では、東京の九段合同庁舎内1階に年金の相談窓口を常設しております。
個室で安心してご相談いただけますので、ぜひお気軽にお越しください。

相談時間:9:00～17:30(土日祝日・年末年始を除く)



● ホームページからの予約 (web予約)
「年金相談会予約システム」にてご予約ください。

「年金相談会予約システム」はこちら ▶▶



● 電話での予約 **予約受付専用電話 03-3265-9708** 受付時間 9:30～17:30(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号では、年金相談会(室)ご予約以外のご照会はお受けできません。

令和8年度 年金額の改定について

1. 年金額の改定について

令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、前年度から国民年金(基礎年金)が1.9%の引き上げ、厚生年金(報酬比例部分)が2.0%の引き上げとなります。

なお、改定後の年金額は、令和8年6月定期支給期分(4月分、5月分)から適用されることとなります。

※従前保障額が適用になっている方など、年金額が増額にならない場合や増額幅が上記の率に満たない場合があります。

<改定率の算出の流れ>

令和8年度の年金額は、名目手取り賃金変動率がプラス2.1%、物価変動率がプラス3.2%であったため、法律の規定により**名目手取り賃金変動率**を基に改定することとなりました。

また、令和8年度マクロ経済スライド調整率は、国民年金(基礎年金)がマイナス0.2%、厚生年金(報酬比例部分)が、年金制度改革によりスライド調整率を1/3に緩和する措置が講じられたため、マイナス0.1%となりました。

◆マクロ経済スライドとは

公的年金被保険者数の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、賃金・物価による改定率がプラスの場合に改定率から控除する仕組みです。

現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

☆詳しくは、KKRホームページをご覧ください。

ホーム

▶ 年金

▶ 年金関係全般

▶ 年金額改定

▶ 令和8年度の年金額の改定について(厚生年金保険)



2. 改定後の年金額の通知について

令和8年度の年金額等については、同封の「**年金額改定通知書**」と「**年金支払通知書**」によりお知らせしております(あわせて4・5ページをご参照ください)。

※年金額が記載された通知となりますので、大切に保管してください。

老齢厚生年金にかかる支給停止の見直しについて

老齢厚生年金は、賃金(賞与含む)と年金の合計額が、在職支給停止の基準額を超える場合、その超えた金額の1/2が停止されます。

年金制度改革により、在職支給停止の基準額が引き上げられ、令和8年度は月65万円となります(令和7年度は51万円)。

この基準額は、6月定期支給期(4月分、5月分)から適用となります。

なお、在職支給停止の基準額は賃金や物価の変動に応じて毎年改定されることがあります。

「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の送付について

令和8年4月からの年金額および令和8年6月定期支給期からの支払額は、「**年金額改定通知書**」と「**年金支払通知書**」でお知らせします(以下の見本のとおり)。

「**年金額改定通知書**」…… 令和8年4月からの年金額などを記載しています。

「**年金支払通知書**」…… 令和8年6月定期支給期からの支払額などを記載しています。

なお、今後年金額や年金支給額が変更になった場合は、その都度、所定の通知書によりお知らせします。

「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の記載例

これは見本です。
年 金 額 改 定 通 知 書
令和8年6月8日

令和8年4月以降の年金額について、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

ネンキン タロウ 様 基礎年金番号 1234-*****
国家公務員共済組合連合会理事長 印

| 年金の種類 | 年金証書記号番号 | 期間 | 年金額 | 支給停止額 | 年金支給額 | 備考 |
|--------|------------------|----------|-------------|-----------|-------------|-----------------|
| 老齢厚生年金 | A-10-00-123456-7 | 令和8年4月から | 1,252,500 円 | 0 円 | 1,252,500 円 | |
| 退職共済年金 | A-11-00-123456-7 | 令和8年4月から | 249,243 円 | 0 円 | 249,243 円 | |
| 遺族厚生年金 | A-30-00-123456-7 | 令和8年4月から | 882,250 円 | 882,250 円 | 0 円 | 老齢・退職の年金相当額優先支給 |
| 遺族共済年金 | A-31-00-123456-7 | 令和8年4月から | 175,567 円 | 175,567 円 | 0 円 | 老齢・退職の年金相当額優先支給 |

①
②
③
④

年 金 支 払 通 知 書

令和8年6月定期支給期から、下記の金額が支払われますのでお知らせします。

ネンキン タロウ 様 基礎年金番号 1234-*****
払渡金融機関 チヨダ クダン

| | |
|--|------------------|
| 令和8年6月定期支給期(令和8年6月15日)以降にお支払いする金額 | 250,290 円 |
|--|------------------|

内訳は以下のとおりです。

| ⑤ 支払額 | 課税の対象となる年金 | | 非課税の年金 | | 合計 |
|-------------------|------------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 内訳 | 金額 | 金額 | 金額 | |
| 内訳 | 老齢厚生年金 | 208,750 円 | | | 250,290 円 |
| | 退職共済年金 | 41,540 円 | | | |
| | | | | | |
| ⑥ 介護保険料 | | 0 円 | | 0 円 | |
| ⑦ 国保・後期高齢者保険料 | | 0 円 | | 0 円 | |
| ⑧ 退職一時金返還額 | 0 円 | | 0 円 | 0 円 | |
| ⑨ 所得税額および復興特別所得税額 | 0 円 | | | 0 円 | |
| ⑩ 個人住民税額および森林環境税額 | | 0 円 | | | |
| ⑪ 控除額 | | 0 円 | | 0 円 | |
| | | | ⑫ 差引支払額 | 250,290 円 | |

令和9年2月定期支給期については、支払額の端数調整を行うため、下記の金額は変更となる場合があります。また、お勤めされている方についても、給与等の変動により金額が変更となる場合があります。

| | |
|--|--------------------|
| 令和9年2月定期支給期(令和9年2月15日)にお支払いする(予定)金額 | 250,293 円 ⑬ |
|--|--------------------|

※ 金額につきましては、現時点での情報をもとに計算をしていますので、変更になりましたら、改めて「年金支払通知書」をお送りします。

お問い合わせの際は、基礎年金番号もしくは以下の年金証書記号番号をお知らせください。
A-10-00-123456-7

1. 「年金額改定通知書」の見方は、次のとおりです。

- ① **年金の種類** 決定を受けているすべて（退職等年金給付を除く）の年金の種類を記載しています。
- ② **年金額** 令和8年4月からの年金額を記載しています。
- ③ **年金支給額** 実際に支給される年金額を記載しています。
- ④ **備考** 年金額の一部（または全部）が支給停止されている場合は、その理由を記載しています。



2. 「年金支払通知書」の見方は、次のとおりです。

- ⑤ **支払額** 「課税の対象となる年金」・「非課税の年金」のそれぞれ2か月分（定期支給期分）の金額を記載しています。
- ⑥ **介護保険料** 年金から介護保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。
- ⑦ **国保・後期高齢者保険料** 年金から国保・後期高齢者保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。
- ⑧ **退職一時金返還額** 年金から退職一時金返還額が控除される方は、その金額を記載しています。
- ⑨ **所得税額および復興特別所得税額** 年金から所得税および復興特別所得税が徴収される方は、その金額を記載しています。
- ⑩ **個人住民税額および森林環境税額** 年金から個人住民税および森林環境税が徴収される方は、その金額を記載しています。
- ⑪ **控除額** 年金から過払金等が控除される方は、その金額（マイナスの場合は未済金額）を記載しています。
- ⑫ **差引支払額** ⑤支払額から上記⑥～⑪までを差し引いた金額を記載しています。
(注) ⑥～⑪の金額については、該当する方のみ表示されます。
- ⑬ **お支払いする(予定)金額** 毎年2月定期支給期で端数調整を行うため、端数が生じる場合は、端数調整後の金額を記載しています（端数調整が生じない方については、この欄の記載はありません）。

こんなときには届出をお願いします

年金を受給されている方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

| 届出が必要な場合 | 提出書類 | 添付書類 |
|---|--|---|
| 年金の受取口座を変更するとき(★) | 年金受給権者受取機関変更届 | 金融機関の証明または通帳の写し (※公金受取口座を指定する場合は添付不要) |
| 年金を受けている方が氏名を変更したとき(★) | 年金受給権者氏名変更届 | ・年金証書 ・住民票の写しまたは戸籍抄本 (※マイナンバーで確認できる場合は不要) |
| 加給年金額の対象となっている配偶者が年金の決定を受けたとき(★) | 老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届 | |
| 加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど(★) | 加算額・加給年金額対象者不該当届 | |
| 国家公務員または地方公務員として再就職したとき | 再就職届 | 地方公務員として再就職したときは年金証書 |
| 65歳前で老齢厚生年金(繰上げ支給や特別支給)を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたとき または、高年齢雇用継続給付を受けることとなったとき(★) | 老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届 | 雇用保険受給資格者証の写し または高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写し |
| 国会議員や地方議会の議員になったときまたは、議員を辞めたとき(★) | 国会議員又は地方公共団体の議会の議員に係る老齢厚生年金在職支給停止(解除)届 | 所属事務局の証明 |
| 遺族年金を受けている方が婚姻(事実上の婚姻関係にある方を含む)したとき または、直系血族および直系姻族以外の養子となったとき | 遺族年金失権届 | 年金証書 |
| 年金を受けている方が行方不明になったとき | 年金受給権者所在不明届 | 年金証書 |
| 書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき(★) | 年金受給権者住所変更届 | ・血縁者宅…続柄が確認できる書類(戸籍謄本等) ・老人ホーム等…入所証明書等 |

◎KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム ▶ 年金 ▶ 届書ダウンロード ▶ 年金を受給されている方

◎(★)の届出は下記に記載のKKR年金スマートサービスからお手続きできます。



●年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

「KKR年金スマートサービス」のご案内

「KKR年金スマートサービス」は、マイナポータルと連携する「e-私書箱」を利用したサービスです。このサービスをご利用いただくことで、スマートフォンやパソコンからご自身の年金に関する情報の受け取りや年金に関するお手続きができます。

電子交付

- ▶ 公的年金等の源泉徴収票
- ▶ 在職中に支給される老齢厚生年金額の試算

電子申請

- ▶ 氏名・住所、年金の受取金融機関の変更
- ▶ 加給年金額対象者に係る届出
- ▶ その他の届出等

ご利用方法は
ホームページ
から▶▶



本サービスに関するお問合せ先
KKR e-私書箱ヘルプデスク

◎このお問合せ先では本サービス以外のご照会はお受けできません。

eメール: eshishobako-kk-help@nri.co.jp

電話番号: 050-1791-5544

(受付時間 9:00~17:30 土日祝日・年末年始を除く)

優雅に舞う県蝶・オオゴマダラ

黄金色に輝く蛹の美しさに魅せられたのをきっかけに、三年前から我が家の庭で食草のホーライカガミを育てています。



南国に生きる大型の蝶で、庭先をフワリフワリとゆったり飛ぶ姿は、日常の中に小さな祝福を運んでくれるようです。

幼虫が食べるホーライカガミには毒があり、毒を体内に蓄え、成虫になってもその成分を保持しているのだそうです。幼虫の体は、白黒を基調としながらも、体側に鮮やかな赤色の斑点が散らばめられ、頭部と尾部に黒く細長い角が、はえています。一見グロテスクだが、これは身を守るため、毒を持っていることを、天敵に知らせる「警告色」の役割を果たしているらしいのです。

今年は異常気象の影響で、食草が十分に繁らず真夏に飛来しても幼虫は暑さで食欲が落ち、蛹の数も少ないように感じました。羽化したばかりの蝶が鳥に捕食されそうになったのか、蝶の羽根が庭に散らばっていた時は胸が痛みましたが、これも自然の営みなのでしょう。

暑すぎても寒すぎても蝶には厳しく、人と同じような気温が最も過ごしやすくと知り自然の繊細さを改めて思いました。台風で落ちた蛹を洗濯ばさみで、木に吊るし羽化を助けたこともありましたが、それでも一日3～5羽ほどが青空へ飛び立っていきました。

今年は、黄金色の蛹から100匹を超える蝶が無事に羽化し、力強く舞い上がっていきました。その姿に命の輝きと平和への祈りを重ね、日々心を動かされています。

沖縄県 桐生 利光さん

“自由の翼”に乗り続けたいです

友人のオートバイに刺激を受け、季節ごとに違う温度や匂いの風の中を気ままに駆け抜け“自由の翼”と称されるバイクの魅力を30年ぶりに思い起こして懐かしくなり、最新型250ccバイクを購入したのが5年前です。隔世の感がある最先端技術満載の高性能ポテンシャルに驚きながらも瞬く間に魅了されて、早速ツーリングに出かけたくなりました。

霧ヶ峰、ビーナスラインを皮切りに、昔からの憧れだった北海道一周、カルストやUFOラインを含めた四国一周、紀伊半島一周、伊豆半島一周、沖縄一周後は九州を縦断し、日本最北端、日本最東端、日本最南端や本州最南端に行きました。徐々に小排気量ゆえに長距離ツーリングがきつくなって、650cc大型バイクに乗り換えたことから長距離走行が楽になりました。以前は敦賀港からフェリーを利用した北海道へも本州最北端の大間崎まで東北地方を縦断してから行きました。

その後は北関東、中部、近畿、北信越地方や約50年前に修学旅行で訪れた中国地方の懐かしい景勝地を巡ったことなど、とてもいい思い出です。ツーリング途中のサービスエリアなどで見かけられた際にはお声掛けくだされば幸いです。体力の続く限り安全運転を心がけこれからも“自由の翼”に乗り続けたいと思います。



本州最北端の地（大間崎）

岐阜県 上口 正昭さん

「読者のひろば」と表紙の「写真」に応募してみませんか

●「読者のひろば」原稿

- ①テーマ：「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など自由。
- ②応募形式：任意の様式にて**200字以上600字以内**。
題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所および氏名を明記ください。
- ③その他：掲載時に顔写真の掲載を希望される方は、写真を同封してください。
匿名・イニシャルなどを希望される場合は、その旨をお書き添えください。

●表紙の「写真」

- 令和8年9月号（No.147）、令和8年12月号（No.148）の表紙写真を募集します。
- ①テーマ：季節にふさわしい各地の風景などの写真。
個人が特定できる人物像の写った写真やAI生成画像等をご遠慮ください。
- ②応募形式：Lまたは2Lサイズのプリント（横写真のみ）。
撮影日時、場所、題名、掲載希望号、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所および氏名を明記ください。
- ③応募締切：**9月号…6月30日（火）、12月号…8月31日（月）**
なお、原稿・写真の返却はいたしません。掲載できない場合もあります。あらかじめご了承ください。



応募宛先 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会 年金部 年金だより担当

退職等年金給付制度の財政検証(令和6年度末)について

退職等年金給付制度の財政の健全性を確保するため、毎年度の決算時点における財政検証を行っています。

この度、令和6年度末時点の財政検証を実施した結果、財政状況に問題ないことを確認しました。

詳しくは、KKRホームページをご覧ください。

kkp 財政検証

検索



年金に関するご相談等は「KKR年金相談ダイヤル」へ

年金に関する相談やお問合せは、「KKR年金相談ダイヤル」にてお受けしています。電話によるご相談の際には、「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」をあらかじめご用意のうえ、お問合せください。

国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

KKR 年金相談ダイヤル [年金に関するご相談・お問合せ専用]

0570-080-556 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合(050 で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8155 (一般電話)

年金を受けている方がお亡くなりになったときは

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570 におかけになれない場合(050 で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8401 (一般電話)

受付時間:月～金曜日 9時00分～17時30分

※土日祝日、年末年始はご利用できません

- 休日明けの午前中、年金の定期支給日の前後1週間程度および年金支払通知書などの発送時期は、電話が大変混み合います。週の後半や夕方(16:00～17:00)などは比較的つながりやすくなっておりますので、曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。
- 電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いいたします。
- ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

KKRホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/>

kkp 年金

検索

同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。